

暮らしのお知らせ

あなたの声を聴かせてください

市長への手紙

「市長への手紙」は、市民の皆さんの市政に対する提言・要望・意見などを幅広く聴いて、今後の市政に反映するための制度です。寄せられた意見は、市長が直接目を通し、回答を希望する人には、書面またはEメールで回答します。回答には1カ月程度の期間がかかります。

各課でも担当する業務について意見や要望を受け付けていますので、道路の補修や公園遊具の修理など、早急な対応が必要な場合は直接相談してください。寄せられた意見の内容によっては、市の回答と併せて、広報なりたなどに無記名で掲載する場合があります。

なお、市政と関係のない内容や個人・団体を誹謗中傷する内容、政治・営業・宗教活動、選挙運動に関する内容は受け付けません。また「市長への手紙」として取り

扱つことが適切でないと認められるものや、趣旨が不明確なものは回答できません。回答を希望する場合は、住所・氏名・電話番号を忘れずに書いてください。

市長への手紙

市役所や下総・大栄支所、公民館など市の施設に専用の用紙(受取人払い)が置いてあります。専用の用紙以外を利用する場合は「市長への手紙」と書いて、切手を貼って送ってください。

市長へのFAX

市内からは次の番号に送信してください。送信料はかかりません(コンビニエンスストアからは有料となる場合があります)。

☎0120・860・279

市外からは次の番号に送信してください。送信料がかかります。

FAX0476・24・1086

市長への電子メール

市ホームページ内の「市長への

電子メール」(<https://www.city.naria.chiba.jp/shisei/page302100.html>)から送信できます。また、Eメール(y.naria.chiba.jp)も利用できます。あらかじめ、このアドレスからのEメールを受信できるように設定してください。

※くわしくは市民協働課市民相談室(☎20・1507)へ。

周辺環境への配慮を

野焼きの禁止

野外でのごみの焼却行為(野焼き)は、不完全燃焼による一酸化炭素やダイオキシン類などの有害物質を発生させる恐れがあります。また、灰で洗濯物が汚れる、煙で窓が開けられないなど、近隣住民の迷惑となります。

野焼きは一部を除き、法律で禁止されています。違反者は5年以下の懲役、または1,000万円以下の罰金などが科せられる場合があります。

禁止の例外となる行為でも、周辺地域の生活環境に影響を与えて

いると判断される場合は、行政指導の対象となります。

※くわしくは環境対策課(☎20・1532)へ。

設置費補助金を交付

じんかい集積所

市では、じんかい集積所などを新設または改造する区・自治会などに補助金を交付しています。

補助金の交付を希望する場合は事前に申請が必要です。

補助金の上限額(基金当たり)

- じんかい集積所新設：19万5,000円
 - じんかい集積所改造：9万円
 - 移動集積カゴ：6万円
 - 資源物回収所：30万円
- ※くわしくはクリーン推進課(☎20・1530)へ。

梅雨に備えた準備を

道路側溝の清掃

落ち葉などが道路側溝に堆積し集水桝が詰まると、雨水などが道

路上に溢れ、思わぬ事故を引き起こす場合があります。

梅雨に備え、自宅周辺の道路側溝の清掃にご協力をお願いします。

※くわしくは道路管理課(☎20・1551)へ。

防災行政無線でテスト

全国瞬時警報システム

全国瞬時警報システム(アラート)は、自然災害に関わる特別警報など、国から送られる緊急情報を瞬時に伝達するシステムです。

この緊急情報を市民の皆さんへ確実に伝えるため、防災行政無線を使った試験放送を行います。

当日の災害発生状況や気象状況により中止になる場合があります。
日時：6月7日(水)午前11時
放送内容：これはアラートのテストです(3回繰り返し)、こちらは防災なりました

※防災行政無線の放送内容は、防災行政無線テレホンサービス(☎0120・38・33899)で確認できます。くわしくは危機管理課(☎20・1523)へ。

気軽に相談してください

人権擁護委員 行政相談委員

6月1日は、人権擁護委員の日です。

人権擁護委員は、女性・子ども・高齢者・障がい者・性的少数者などを巡る人権問題などの相談に応じます。

行政相談委員は、行政に対する意見や要望を聞き、それについての助言や関係機関への通知などの活動をしています。

市では、法務大臣・総務大臣から委嘱された人権擁護委員・行政相談委員による「もめごと・なやみごと・苦情相談(人権・行政相談)」を実施しています。

秘密は厳守されるので、気軽に相談してください。日程などは「困りごと・悩みごと相談室」(13

ページ)で確認してください。各委員は次の通りです(50音順・敬称略)。

人権擁護委員

石井富美江、江波戸秀記、小川美喜子、北崎和恵、齊藤利明、佐久間美奈子、佐々木英夫、根本欣治、野村豊、藤井大介、宮田幸世、村嶋隆美、諸岡由吏子

行政相談委員

大木孝男、加瀬京子、深山芳文 ※くわしくは市民協働課(☎20・1507)へ。

市内の施設が無料に

県民の日

対象施設と問い合わせ先

①重兵衛スポーツフィールド中台(中台運動公園 体育館)トレーニンング室・卓球室・剣道場・柔

市長日誌



市長日誌は市ホームページでも公開しています

4月16日(日)~30日(日)

- 18日 優良建設工事表彰式
- 19日 成田祇園祭実行委員会
- 20日 鳥獣被害対策実施隊委嘱状交付式
駅前クリーン運動
- 21日 佐倉人権擁護委員協議会第二部会総会
- 24日 印旛地区水防管理団体連合会総会
- 25日 更生保護女性会総会
千葉県長沼水防組合組合会
大相撲成田場所
- 28日 千葉県市長会定例会
- 29日 北総地区少年野球大会



祝いの言葉を述べる(18日)

道場・弓道場)：☎26・725
1(第1月曜日は休館)

②大栄B&G海洋センタープール)：☎73・5110(月曜日は休館)

③坂田ヶ池総合公園(キャンプ場)：☎29・1161

日時 6月15日(木) 午前9時~午後9時
②は午後5時まで、③は14日(水)午後4時~16日(金)午前9時

利用方法 ①②は当日直接施設へ(個人利用のみ)、③は事前に予約

※くわしくは各問い合わせ先へ。

申請は購入前に

雨水貯留施設設置費補助金

市では、雨水貯留施設の普及を促進し、水資源を有効に活用するため、施設を設置する人を対象に補助金を交付しています。申請は購入前に行ってください。

対象設備と補助額

- ①小規模雨水貯留施設(雨どいから雨水を集水する構造で、容量が100リットル以上の未使用品の物)：設置費用の2分の1(上限3万円)
- ②浄化槽転用型雨水貯留施設(不

要となる浄化槽を転用し、住宅の敷地内に降った雨水を貯留する物)：槽内清掃費を除く設置費用の2分の1(上限10万円)

申請期限 3月15日(金)

※②は合併処理浄化槽設置整備事業補助金を利用して単独処理浄化槽を雨水貯留施設へ転用する場合を除く。くわしくは環境計画課(☎20・1533)へ。

20人に委嘱されました

消費生活モニター

消費生活モニターは会議や研修会、講演会などの活動を通じて得た知識を生かし、市民の皆さんの消費生活を向上させるお手伝いをしています。今年度は20人が消費者の代表として活動します。

※くわしくは商工課(☎20・1622)へ。

正しい使用と点検を

下水道

各家庭の排水管へ、野菜くず・残飯・油・薬品類・水に溶けない紙などを流すと、污水管の変形や

詰まりの原因となります。

修理には多額の費用がかかる場合がありますので、日頃から正しい使用と点検をお願いします。

※くわしくは下水道課(☎20・1553)へ。

料金割引などを延長

成田スマートインターチェンジ

通行料金の割引と利用時間の拡大が、令和6年3月31日まで延長されました。

利用時間 午前6時~午後3時

対象車種 ETC搭載の全車種
割引料金 軽自動車など・普通車・中型車100円、大型車150円、特大車300円

※くわしくは県道路計画課(☎043・223・3120)へ。

今月の納期限

5月31日(水)

軽自動車税

※くわしくは納税課(☎20-1519)へ。

6月1日から受け付け

市営住宅の入居者募集

市では、市営住宅の入居者を次の通り募集します。

申し込み資格に次の要件を全て満たす人

- 住居に困っている
- 6カ月以上続けて、市内に居住しているか勤務先がある
- 同居しようとする親族がいる（高齢者などは単身で入居できる場合あり）
- 市税を滞納していない
- 緊急連絡先がある（連帯保証人は不要）
- 申込者・同居しようとする親族

団地名 (住所)	募集 戸数	間取り	入居人数
一般市営住宅			
北囲護台団地 (囲護台1385-1)	1戸 (5階)	3DK (7.5、6、6畳)	2人以上
	2戸 (4、5階)	3DK (6.5、6、4.5畳)	2人以上
南囲護台団地 (囲護台1254-2)	1戸 (1階)	2LDK (5、5畳)	単身可 (車いす専用)
桜川団地 (三里塚248)	1戸 (1階)	3K (6、4.5、3畳)	単身可
名木団地 (名木931)	2戸 (平屋)	3K (6、6、4.5畳)	単身可
吾妻南団地 (吾妻2-1-1)	1戸 (1階)	1K (6畳)	単身可
橋賀台団地 (橋賀台3-1)	1戸 (2階)	3K (6、6、3畳)	2人以上
地域優良賃貸住宅			
加良部団地 (加良部3-17-1)	1戸 (1階)	2LDK (6、4.5畳)	2人以上

が暴力団員ではない

一般市営住宅

- 所定の方法で算出した世帯の所得月額が15万8,000円以下
- (高齢者・障がい者・小学校就学前の子どもがいる世帯などは21万4,000円以下)

地域優良賃貸住宅

- 高齢者・障がい者等世帯、18歳未満の子どもがいる世帯のいずれかである
- 所定の方法で算出した世帯の所得月額が21万4,000円以下
- 入居期間に地域優良賃貸住宅のみ3年間(期間満了時に申し込み資格に該当する場合は再契約可)
- 家賃に希望する住宅や世帯の所得

額によって異なる

申込書配布場所

- 申込書配布場所：建設住宅課(市役所5階)、下総・大栄支所
- 申し込み方法：事前に直接または電話で同課(☎20・1564)に予約してから、6月1日(木)～15日(木)に申込書を同課へ
- ※くわしくは同課へ。

納付方法が増えました

自動車税

- 自動車税(種別割)の納期限は5月31日(水)です。
- 自動車税事務所から納税通知書が發送されていますので、納期限までに納めましょう。
- これまでの納付方法に加え、納税通知書に印字されたQRコード(e-L・Qd)をスマートフォンで読み取ることですmartフォン決済アプリでの納付ができます。
- また、地方税お支払サイト(<https://www.payment.eltax.lta.go.jp/>)にアクセスし、QRコードを読み取ること、クレジットカード決済や指定の口座から振替で納付するダイレクト納付の手続きができます。
- 詳細は納税通知書に同封のしお

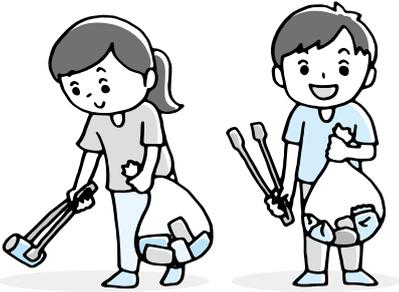
りで確認してください。

※くわしくは佐倉眞税事務所(☎043・483・1150)へ。

美しいまちをわたしたちの手で

環境美化運動

- 区や自治会、事業所などの協力を得て次の実施基準日を中心に環境美化運動が実施されます。
- この運動では、各地区の道路や公園などに捨てられた瓶・缶などのごみ拾いを行います。
- 個人で環境美化運動に参加する場合は、事前にクリーン推進課(☎20・1530)へ連絡してください。
- 実施基準日：5月28日(日)、8月6日(日)、12月3日(日)
- ※くわしくは同課へ。



災害・各種情報を提供する「なりたメール配信サービス」へ登録を

屋外の防災行政無線の放送が聞き取りにくい場合や、外出している場合などでもメールで情報を受け取ることができます。登録は無料です。

配信内容＝防災行政無線で放送する防災・消防・防犯情報など

対応言語＝日本語、英語、韓国語、中国語(簡体字・繁体字)、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、タイ語

登録方法＝右下のQRコードを読み取るか、登録用アドレス(t-narita@sg-p.jp)に空メールを送信して登録する

※防災行政無線の放送内容は防災行政無線テレホンサービス(☎0120-38-3898)でも確認できます。くわしくは危機管理課(☎20-1523)へ。



なりたメール配信サービス